



中東情勢の緊迫化に対応するための新たな県融資制度の申込受付を**令和8年6月19日（金）から開始**します。

制度名	中東情勢対応緊急特別融資	小口零細融資（中東情勢対応分） 小規模事業者（従業員20人以下など）が対象（※1）
要件	- 最近1ヶ月の売上高・売上総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比▲3% - 中東情勢の影響により資金繰りに著しい支障をきたす（見込みのある）者	
使途	運転資金（※2）	
限度額	8,000万円	2,000万円
期間	10年以内（据置3年）	7年以内(据置1年)
利率	1.55% （信用保証協会の保証を利用する場合） 2.00% （ " 利用しない場合）（※3）	1.55% （信用保証協会の保証の利用が必須）（※1 ※3）
保証料率	0.13%～1.19%	0.13%～1.34%

※1：小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人以内（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以内）の事業者を指します。
小口零細融資（中東情勢対応分）の利用時は、小規模事業者向けの信用保証制度が必須です。

※2：3/23以降に中東情勢を理由に保証申込をした事業者については、県融資制度に限らず借換が可能です。

※3：信用保証協会の保証を利用する場合は、金融機関へご相談ください。
信用保証協会の保証を利用しない場合は、金融機関又は最寄りの商工会議所・商工会へご相談ください。